

令和 6 年 2 月 6 日  
建築住宅課  
担当課長 北川 睦  
内線 5301  
外線 076-225-1777

## 民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅（みなし仮設住宅）の 要件見直しについて

### 1 概要

令和 6 年能登半島地震により、住宅に大きな被害を受けた被災者の方に対して、民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅を提供しています。

今回、金沢市及び野々市市の民間賃貸住宅を対象に、家賃限度額の引き上げを行うとともに、大家族世帯に対する供与戸数の見直しを行いました。

### 2 家賃条件の見直し

#### (1) 現在の取扱い

石川県内にある住宅で、家賃が 1 か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2 人以下の世帯 6 万円
- ・ 3 人～4 人の世帯 8 万円
- ・ 5 人以上の世帯 11 万円

#### (2) 2 月 7 日契約からの取扱い

石川県内（金沢市・野々市市を除く）にある住宅で、家賃が 1 か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 2 人以下の世帯 6 万円
- ・ 3 人～4 人の世帯 8 万円
- ・ 5 人以上の世帯 11 万円

石川県内（金沢市・野々市市）にある住宅で、家賃が 1 か月当たり次の額以下であるもの

- ・ 1 人の世帯 6 万円
- ・ 2 人の世帯 8 万円
- ・ 3 人～4 人の世帯 10 万円
- ・ 5 人以上の世帯 12 万円

### 3 供与戸数の見直し

6 人以上の大家族世帯に対して、2 戸の賃貸住宅の供与を認める。